

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (3年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>【意見12】(報告書50 ページ)</p> <p>起案に関して文書管理システムの利用を義務づけ電子決裁を推進すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 以下理由から起案に関して、文書事務の手引を見直し文書管理システムの利用を義務づける等、電子決裁を推進するべきである。 ・既に文書管理システム内で電子決裁の仕組みを導入済みであり電子化を進めやすい領域であること ・起案の電子化で職員の事務の効率化が期待できること ・国が「書面規制、押印、対面規制の見直し」の規制改革を進めていること</p>	<p>起案に関する文書管理システムの利用を促進するため、行政情報取扱規程で定める様式5号(起案用紙)を用いた支出負担行為の起案について電子決裁を可能とするなど、見直しを行っている。 この結果、令和2年度の電子決裁率は約62%であったが、令和3年度は5月中旬現在で約87%まで向上した。 現在、制度面や技術面の課題により、文書管理システムを利用せずに起案することとしているのは次に掲げる場合であり、関係課等と協議しながら、更なる利用促進に向けて課題を整理中である。 ・個別電算システムから出力される帳票により決裁を行うもの ・財務会計に関する事務に係るもの ・法令により起案様式が規定されているもの ・定例的に行われる事務のため、市で独自の起案様式を定めているもの ・30年以上の保存を要するもの ・秘密の取扱いを要するもの</p>	<p>文書管理システムを利用した起案の電子決裁率は以下のとおり向上し、概ね9割は電子決裁により処理されている。 ・令和2年度 61.6% ・令和3年度 87.6% ・令和4年度 89.5%</p> <p>なお、文書管理システムによらない起案については、現行文書管理システムから新システムへの移行の際に、ペーパーレス化や業務効率化の推進を主な目的とした新システム移行計画を策定し、必要に応じて行政情報取扱規程などの見直しを行う。</p>	<p>総務課(旧庶務課)</p>
<p>【意見22】(報告書66 ページ)</p> <p>支所の職員が篠ノ井防犯協会の出納事務を行うことが適切か検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 長野市ではこれまで現金預金の取扱いの機会を減らし事務負担を軽減するために任意団体等の出納事務への市の職員の関与を減らす取り組みを進めている。 篠ノ井所支所としても、支所の職員が篠ノ井防犯協会の出納事務を行うことが適切かどうか検討し、可能な限り支所の職員の関与を減らす努力をすべきである。</p>	<p>令和3年4月28日に任意団体の出納事務の移管について篠ノ井防犯協会関係者と協議を行った。 その結果、協会の出納事務は、副会長の職にある者が担任することとし、6月開催予定の定期総会の議決を経て、移管する予定である。</p>	<p>篠ノ井防犯協会副会長に出納事務は移管済である。</p>	<p>篠ノ井支所</p>
<p>【意見28】(報告書77 ページ)</p> <p>生活保護費の金額の算定誤りの原因分析を行い対策を講じるべき 〔事実〕省略 〔意見〕 保護費は支給されると費消してしまう可能性が高い性格のため、特に長野市側の算定誤りがあると、強制徴収は難しく返還が厳しくなること、及び本来不必要な返還金に係る業務が新たに発生し事務負担が増えることから、支給決定時にはスーパーバイザーによる査察指導など厳格なチェック体制が必要となる。 必要に応じて原因分析を行い、抑制対策を講じることが望まれる。</p>	<p>スーパーバイザーによる査察指導など、厳格なチェック体制整備をして、必要に応じて原因分析を行い、抑制対策を講じる。</p>	<p>生活保護業務に経験があり、査察指導力の高い、スーパーバイザーを配置し、チェック体制を整備した。また、次年度に向け、ケースワーカー数人でグループを作り、相互チェックやサポートしあえる体制を整備した。</p>	<p>生活支援課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項		当初措置状況 (3年度)	令和4年度の措置状況	担当課
【指摘17】(報告書83 ページ)	立替払いが発生しないよう徴収や支払の時期を改善すべき 〔事実〕省略 〔指摘〕 立替払いは、保護者からの徴収金と個人現金との境界線を曖昧にするとともに、職員が立替精算の請求を失念すると職員本人に経費負担させることになる。今後は、立替払いが発生しないよう、保護者からの徴収時期、及び業者への支払時期の改善が必要である。	立替払が発生しないよう、保護者からの徴収時期及び業者への支払時期を見直すことにより改善を図る。	立替払が発生しないよう、保護者からの徴収時期及び業者への支払時期を見直し改善を図った。	保育・幼稚園課
【指摘26】(報告書88 ページ)	立替払いが発生しないよう徴収や支払の時期を改善すべき 〔事実〕省略 〔指摘〕 立替払いは、保護者からの徴収金と個人現金との境界線を曖昧にするとともに、職員が立替精算の請求を失念すると職員本人に経費負担させることになる。今後は、立替払いが発生しないよう、保護者からの徴収時期、及び業者への支払時期の改善が必要である。	立替払が発生しないよう、保護者からの徴収時期及び業者への支払時期を改善することとした。	立替払が発生しないよう、保護者からの徴収時期及び業者への支払時期を見直し改善を図った。	保育・幼稚園課
【意見48】(報告書118 ページ)	「運行・運転業務日報」の支所の決裁水準や決裁欄の見直しを行うべき 〔事実〕省略 〔意見〕 戸隠支所においては限られた職員数で事務を行っており、「運行・運転業務日報」の決裁や押印は、支所の事務負担が大きい。また、決裁者が増えることで責任の所在が不明確になるという問題もある。 以上から、運行・運転業務日報の雛型を作成・管理する立場である交通政策課として、「運行・運転業務日報」の支所の決裁水準や決裁欄の見直しを行うべきである。	「運行・運転業務日報」について、意見を踏まえ、現在の決裁・受領欄の見直しを行う。	「運行・運転業務日報」ごとに押印、決裁をしていたが、複数の路線のうち1枚のみに押印、決裁をするよう見直し、R5年4月から実施	交通政策課
【意見50】(報告書120 ページ)	長野市再開発促進協議会の金融機関口座は1口座に集約すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 長野市再開発促進協議会が保有している4つの金融機関の口座のうち利用頻度が著しく少ない3つの口座については解約し、1つの口座に集約すべきである。長野市再開発促進協議会の事務は、長野市の事務ではないものの長野市職員が行っていることから最少の経費で行うべきものであり、不用な口座は解約して事務を合理化すべきである。	令和3年5月19日に長野市再開発促進協議会の役員会で協議を行った。4つの口座は全て賛助会員の口座であり、会の円滑な運営を図る上で必要があることから、口座の集約については引き続き検討していく。	コロナ禍を経て、今後、会の活動の活発化が見込まれ、また、全て賛助会員の口座であることから、会員の利便性及び会の円滑な運営のため、口座を維持することとした。	市街地整備課